

## 富山県及び石川県における市民税に関する申告・納付等の期限の延長について

令和6年能登半島地震により被害に遭われた地域の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

習志野市では、この度の地震に対する当面の対応として、下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に対して、習志野市市税条例第18条の2第1項の規定により、市民税（個人県民税を含む。以下同じ。）に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

### 【対象となる方】

次に掲げる指定地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方

都道府県名	指定地域
富山県、石川県	全域

### 【納期限の延長】

令和6年1月1日以降に納期限が到来する令和5年度市民税・県民税の納期限を延長

### 【延長後の納期限について】

延長後の納期限は、改めてご案内いたします。

### 【既にお送りしている納付書・納入書について】

納期限が「令和6年1月31日」と記載された普通徴収第4期分の納付書を利用して納付される方についても第4期分の納付書を利用して納付できます。紛失等によりお手元に無い場合は、再発行をいたしますので、以下の問合せ先までご連絡をお願いします。

〈問合せ先〉

市民税課 電話 047-453-9244

E-mail [siminzei@city.narashino.ig.jp](mailto:siminzei@city.narashino.ig.jp)

税制課 電話 047-453-9247

E-mail [zeisei@city.narashino.iq.jp](mailto:zeisei@city.narashino.iq.jp)